# 省　令

**○総務省令第十四号**

統計法（平成十九年法律第五十三号）第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十九条第二項において準用する同条第一項及び第四十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、統計法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十五日

総務大臣　金子　恭之

統計法施行規則の一部を改正する省令

統計法施行規則（平成二十年総務省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等）<br>**第十一条**　［略］<br>2　前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。<br>一　法若しくは個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者<br>［二～五　略］<br>（法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等）<br>**第十九条**　［略］<br>2　前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。<br>一　法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者<br>［二～五　略］<br>（法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等）<br>**第二十七条**　［同上］<br>2　［同上］<br>一　法、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者<br>［二～五　同上］<br>（匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等）<br>**第三十五条**　［略］<br>2　前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。<br>一　法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者<br>［二～五　略］<br>（調査票情報等の適正な管理）<br>**第四十一条**　［略］<br>［2～5　略］<br>6　法第三十九条第一項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者が講じなければならない当該各号に定める情報（以下この項において「受託情報」という。）を適正に管理する | （調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等）<br>**第十一条**　［同上］<br>2　［同上］<br>一　法、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者<br>［二～五　同上］<br>（法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等）<br>**第十九条**　［同上］<br>2　［同上］<br>一　法、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者<br>［二～五　同上］<br>（調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成等）<br>**第二十七条**　［略］<br>2　前項の統計の作成等の委託をする者は、次のいずれにも該当しない者とする。<br>一　法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者<br>［二～五　略］<br>（匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等）<br>**第三十五条**　［同上］<br>2　［同上］<br>一　法、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者<br>［二～五　同上］<br>（調査票情報等の適正な管理）<br>**第四十一条**　［同上］<br>［2～5　同上］<br>6　［同上］ |